

上尾市農業者物価高騰等対策支援事業

物価高騰に直面し、燃油、農業用資材、肥料などの購入にあたり 影響を受ける農業者に対して、経営維持を目的として給付します。

<給付対象者>

市内に住所があり、農業収入50万円以上の販売農家
市内に主たる事業所があり、売上が50万円以上の農業法人

<給付要件>

- ①個人営農者は、令和5年分の農業収入について税務申告をしていること
- ②農業法人は、給付申請時直近決算の売上について税務申告をしていること
※未申告の場合は受付できません。
- ③今後も営農を継続する者
- ④市税を滞納していないこと

<給付額>

1 経営体につき7万円 ※上尾市からの類似する物価高騰等対策支援金と重複はできません。

<申請方法>

必要書類 の準備

<申請に必要な書類>

- ・ 給付申請書
- ・ 令和5年分の農業収入がわかる書類
個人:確定申告書第一表(控)の写し、または市民税・県民税申告書(控)の写し
法人:給付申請時直近決算の確定申告書(控)、および事業概況説明書(控)の写し
- ・ 通帳の写し(申請者本人・法人名義のもので、振込先の番号が分かるもの)
※不足の書類がありますと振込できません。ご注意ください。

市役所へ提出

- ・ 上尾市役所5階 農政課 へ提出(原則郵送)
- ・ 申請期間:令和7年2月17日(月)~令和7年4月30日(水)

給付決定

- ・ 提出書類を審査し、給付要件が確認でき次第、給付いたします。
- ・ 口座への入金後、振込通知書を送付いたします。
※申請後でも給付要件に該当しないことが判明した場合は振り込めないことがあります。